

議案第四十九号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。



昭和四十八年五月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年五月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「規定する日」を「規定する休日（職員の勤務時間に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第七号）第三条第三項の規定に基づき日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあつては、当該休日が勤務を要しない日に当たるときは、町規則で定める日）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。